

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成30年3月7日 18時00分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市答志島北西方沖 神前灯台から真方位039° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 31.5′ 東経136° 49.6′）
事故の概要	貨物船グレート神洲は、東進中、のり養殖施設に乗り入れ、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成30年4月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 グレート神洲、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134474、九州協成海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に擦過傷 のり養殖施設 のり網及び枠網に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 6、視程 約3M 海象：波向 東、波高 約2.5m、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時54分ごろ 常用薄明終了時刻：18時18分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、愛知県三河港に向け、答志島の北西方沖を約8ノットの対地速力で北進していた。 本船は、船長が、針路を東方に向ける際、‘答志島北方ののり養殖施設’（以下「本件施設」という。）があることを海図等で知っていたものの、本件施設を目視やレーダーで確認できず、また、付近に錨泊中の砂利運搬船がいたので、時期的に撤去されたと思い、予定変針場所よりも早く右転して答志島寄りを東進した。 船長は、三河港に着岸した後、海上保安庁からの問い合わせを受け、船首部外板に擦過傷を認めたので、本件施設に乗り入れ、同施設を損傷させたことを知った。
分析	本船は、北進中、船長が、海図等で本件施設があることを知っていたものの、時期的に撤去されていると思い、右転して答志島寄りを東進したことから、本件施設に乗り入れ、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、日没後の薄明時、本船が、北進中、船長が、海図等で本件施設があることを知っていたものの、時期的に撤去されたと思い、右転して答志島寄りを東進したため、本件施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・海図等に記載されたのり養殖施設付近を航行する際は、航海計画を立てる際に同施設の撤去時期を確認しておくなどし、最新の正確な情報を入手すること。
--------------	---